高石市在勤者の定住促進事業はじめます。

高石市の区域内の事業所に勤務している人が新築住宅を建設（または購入）した場合、固定資産税（家屋分）の軽減を行います。

【受付は平成29年1月以降となります。】

必要書類

① 高石市の区域内の在勤者の定住促進に係る固定資産税の特例措置適用申請書　（当課 配布用紙）

② 高石市の区域内の事業所に勤務していることが確認できる書類（在勤証明書等）

③ 同意書　※　（当課 配布用紙）

※ 住民基本台帳で対象住宅に居住しているか、及び市税の滞納がないか確認をおこないます。

※　申請用紙等は本市ホームページからも入手できます。

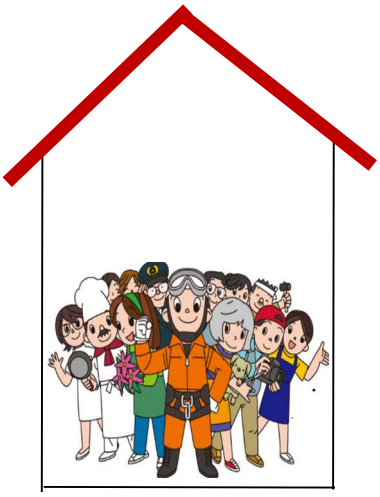

申請は毎年申請で新築軽減期間適用となります。

〇どんな制度？

高石市の区域内の事業所に勤務している人が新築住宅を建設（または購入）した場合、固定資産税（家屋分）の軽減をおこないます。

〇対象は？

平成28年1月2日以降に新築軽減対象住宅を取得し、申請時において高石市の区域内の事業所に勤務している所有者。

〇軽減期間は？

・一般住宅　　新築後3年度分
（長期優良住宅は　5年度分）

・3階建以上の中高層耐火住宅　　新築後5年度分
（長期優良住宅は　7年度分）

〇どのくらい軽減されますか？

新築軽減額の1/2を軽減。

新築軽減対象住宅とは

ア　専用住宅や併用住宅であること
（併用住宅については、居住部分の割合が2分の1以上のものに限られます。）

イ　床面積要件
50㎡以上280㎡以下
※住宅として用いられている部分の床面積が120㎡を超えるものは、120㎡に相当する分が軽減対象になります。

お問い合わせ先

高石市土木部建築住宅課
（高石市役所2階）

電話　072－275－6479